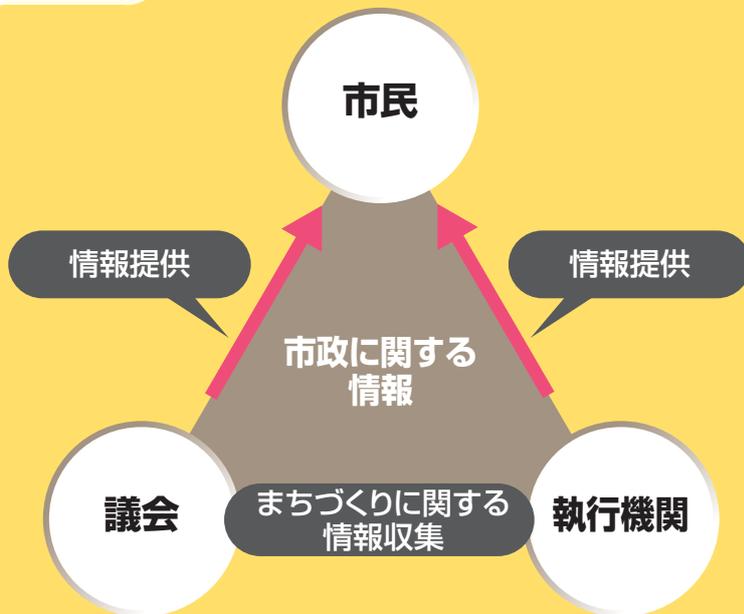


**1**  
情報共有

まちづくりは  
まちの情報を知ることから



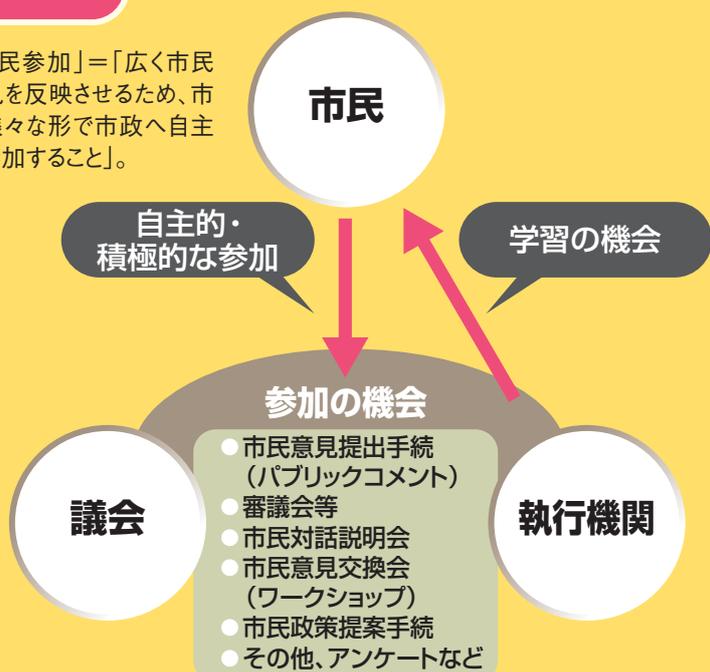
まちづくりは、市民、議会、執行機関が、市政に関する情報を共有することから始まります。議会と執行機関は、市政に関する情報を上手に集め、市民に分りやすく提供します。また市民同士も、お互いのコミュニケーションを大切に、まちづくりに必要な情報を共有します。



**2**  
市民参加

市民の思いを  
もっと市政に届けよう

※「市民参加」＝「広く市民の意見を反映させるため、市民が様々な形で市政へ自主的に参加すること」。



市の施策の企画立案から実施に至るまでの様々な段階で、市民が幅広く参加できるようになります。また、執行機関は市政に関する学習の機会を設けて、参加しやすい環境をつくります。

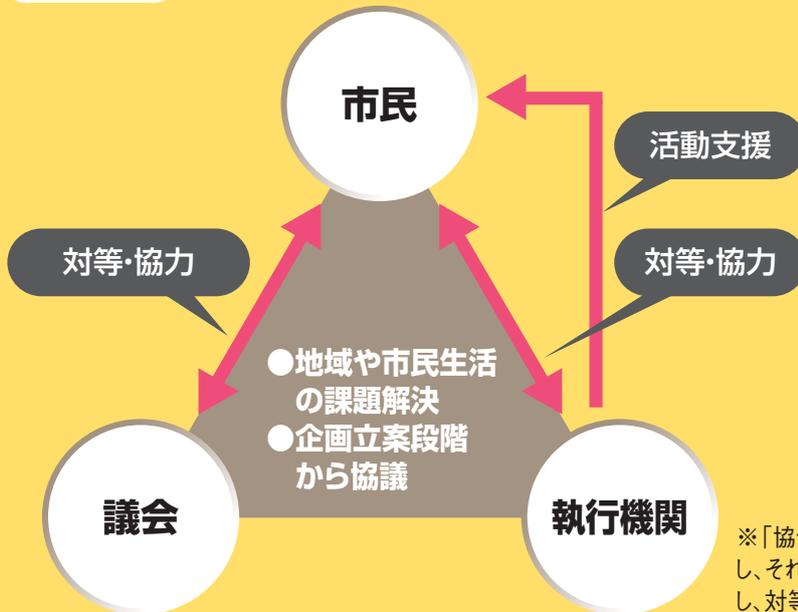


**3**  
協働

得意分野をいかして  
協働のまちづくりを進めよう

市民、議会、執行機関は、お互いの得意分野をいかして、対等な立場で協力することで、新しい地域の課題に対応する、そんな協働のまちづくりを進めます。

また、執行機関は、協働のまちづくりのコーディネート役として、市民やコミュニティ組織の活動を支援します。

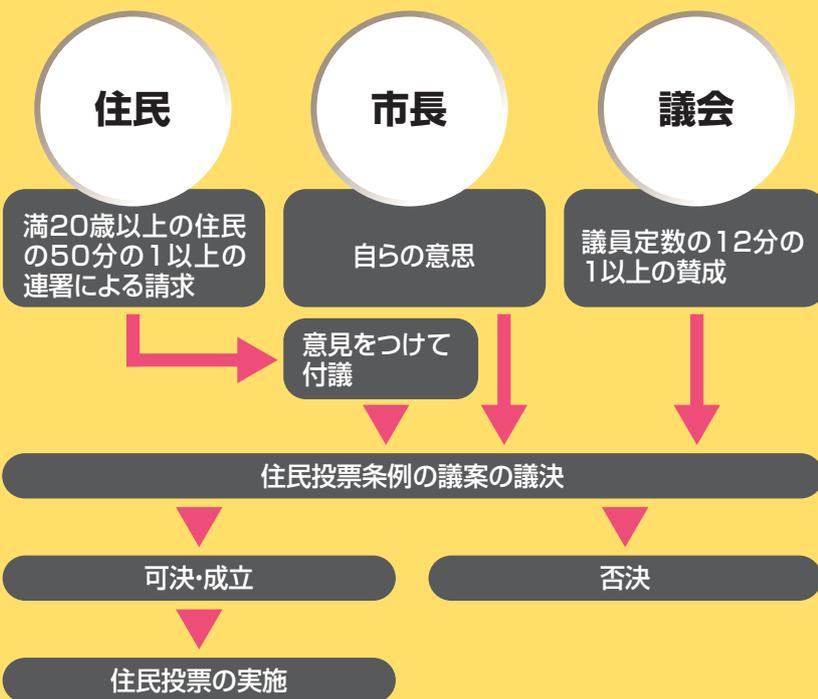


※「協働」＝「市民、議会及び執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動すること」。

**4**  
住民投票

市政の重要なことは  
住民みんなで考えよう

住民投票は、住民の意思を直接問う市民参加の手法の一つです。住民は、市政に関する重要事項について、市長に対して住民投票の実施を求めることができます。



## 5 市政運営

# 市役所の仕事を もっと分かりやすく 市民に身近なものに

市長をはじめとする執行機関は、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治のまちづくりを推進するために、市民の視点に立った市政運営を行います。

### 市政運営の原則

- 効率的かつ公正で透明性の高い、市民の視点に立った市政運営を行います。
- 成果重視の観点を踏まえて政策、施策の検証を行い、市政運営に反映させます。



#### 説明責任と 応答責任

- 市政の状況や課題を市民に分りやすく説明します。
- 市民からの意見等についての的確に応えます。

#### 総合振興 計画

- 市政運営の指針となる基本構想を定めます。
- 総合振興計画に基づき、総合的・計画的なまちづくりを行います。

#### 行政手続

- 市民の権利と利益を守るため、行政手続（処分、行政指導及び届出など）を公正に行います。

#### 行政評価

- 効率的な事務を行うため、行政評価を行い、結果を施策に反映させます。
- 行政評価の結果を市民に分りやすく公表します。

#### 財政運営

- 財源や地域の資源を有効に活用して、安定した財政運営に努めます。
- 財政状況を市民に分りやすく公表します。

#### 危機管理

- 災害等の緊急時に備えて、市民の安全を守ります。
- 情報共有の仕組みを整備し、危機管理体制の強化に努めます。

6  
連携と  
協力

国や他の地方公共団体と  
連携・協力し  
国際社会に貢献します



まちづくりには、環境、産業、都市基盤、災害対策など近隣や他のまちと共通する課題があります。また、世界の平和、人権、環境などの国際社会の問題は、春日部市でも他人事ではありません。

そこで春日部市は、国や県、その他の地方公共団体と連携を図り、さらに、市内に住む外国人との交流を推進するなど、国際社会に貢献していきます。

7  
条例の  
実効性の  
確保

この条例は  
まちづくりの道具  
上手に使って  
大切に磨いていきましょう



この条例を一人でも多くの市民に理解してもらうために、条例の理念や趣旨について普及啓発を行います。

また、この条例によって、春日部市がどう変わったかをしっかり検証し、必要なときには条例の見直しを行います。